

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	シヤカイワクシホウジン ケンショウカイ		
法人名	社会福祉法人 健祥会		
法人所在地	〒 779-3105		
	徳島県徳島市国府町東高輪字天満356番地1		
フリガナ	マスタ ワハイ		
書類作成担当者	柘田 和平		
連絡先	電話番号	088-642-8118	E-mail w.masuda@kenshokai.group

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	870,068	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,639,716	円	← <input type="checkbox"/>
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	435,034	円	(177.90) % ← <input type="checkbox"/>
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	865,798	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	773,920	円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	518,832	円	
うち、基本給等による改善の見込額	470,683	円	(90.72) %
(一月あたり)	235,342	円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	346,966	円	
うち、基本給等による改善の見込額	303,237	円	(87.40) %
(一月あたり)	151,619	円	

【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・ ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← <input type="checkbox"/>
---	-------------------------------------	----------------------------

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めするため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ること算定要件を満たすこととする。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	<input checked="" type="checkbox"/>	基本給		決まって毎月支払われる 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/>	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)			
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)		手当(既存の 増額)	<input checked="" type="checkbox"/>	賞与		該当なし(全て基 本給等)	その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)									
			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。									
<p>○ 令和6年4月から賃金規程を以下のとおり改正し、賃金アップを図る。 ・【固定月次手当】09年手当(いわゆる処遇改善手当)を引き上げる。 介護職員 : 月給者「月額5,000円」・時給者「時給20円」 その他の職種 : 月給者「月額3,000円」・時給者「時給10円」</p> <p>○ 給与規程の定めによる定期昇給(基本給アップ)を実施し、そのことによる月次賃金・夏期賞与のアップを図る。 (引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)</p>										
③ベースアップの実施予定		実施する	実施しない場合、 やむを得ない事情	物価高騰等に対する対策として、独自に賃金改善(令和5年度予定分)を令和4年10月に前倒にてベースアップ(全職員対象)「月給者7,000円・時給者40円/時」を実施済みであり、令和6年度については、月額賃金のアップを主眼に、更に介護職員に手厚く賃金改善を行うこととした。						
	<input checked="" type="checkbox"/>	実施しない								

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る香川県国民健康保険団体連合会から香川県への支払口座情報の提供に同意します。(別紙様式2-2 ③に「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)
- 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 4 月 11 日 法人名 **社会福祉法人 健祥会**
 代表者 職名 **理事長** 氏名 **中村 太一**

【記入上の注意】

- ・ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	○
2 賃金改善計画について	
② 賃金改善の見込額が介護職員処遇改善支援補助金の見込額以上となっている	○
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が補助金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっている	○
3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	○
4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	○
5 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	○
誓約について、空欄の項目がない	○
別紙様式2-2(補助金)	
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない	○
国保連口座か、債権譲渡事業所用の振込口座として別途登録した口座のうち、「振込先口座」が1つだけ選択されている	○
①の債権譲渡の事業所がないのに、③の債権譲渡の届出口座が「○」になっていない	○

別紙様式2-2(補助金)

介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)

提出先 香川県

法人名	社会福祉法人 健祥会
-----	------------

介護職員処遇改善支援補助金額(見込額)の合計[円](e)	870,068
うち、令和6年4・5月分の補助金額(見込額)の合計[円](f)	435,034

【記入上の注意】

- ・処遇改善支援補助金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で補助金額以上となる賃金改善等の要件を満たしていれば足りること。
- ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
- ・介護報酬ファクタリング等のサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「○」を付けること。
- ・補助金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれるが、振込希望先の口座情報は別途、香川県電子申請・届出システムで届け出ること。
- ・振込先の希望について、②と③の全体で1つだけ選択すること。(どちらを選択した場合でも香川県電子申請・届出システムによる振込希望先の口座情報登録は必要です) 具体的には、
 - ・②の列で、①の債権譲渡以外の事業所の「国保連合会の振込先口座」への振込を希望するか、
 - ・債権譲渡があり、「国保連合会の振込先口座」以外の口座への振込を希望する場合は、③に「○」を付けること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の算定有無(令和6年4月から算定見込みである場合を含む)	一月あたり介護報酬総単位数【単位】(a)	1単位あたりの単価【円】(b)	交付率(%) (c)	交付対象期間(d)	介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e) (a×b×c×d) [円]	うち、令和6年4・5月分の補助金の見込額(f) (e×1/2) [円]	①債権譲渡の有無(該当するもの全てに「○」)	②のいずれか又は③に○(全体で1つのみに「○」)		
			都道府県	市区町村											②国保連合会に登録している口座のうち、振込先の希望	③債権譲渡がある場合、別途届け出た口座	
1	3751480025	高松市	香川県	高松市	老人保健施設 健祥会バーデン	介護老人保健施設	○	3,057,958	10.14	0.5%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	620,152	310,076	-	○	-	○
2	3751480025	高松市	香川県	高松市	老人保健施設 健祥会バーデン(短療)	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	○	76,122	10.14	0.5%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	15,436	7,718	-	-	-	○
3	3751480025	高松市	香川県	高松市	老人保健施設 健祥会バーデン(通り)	(介護予防)通所リハビリテーション	○	504,488	10.17	0.6%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	123,132	61,566	-	-	-	○
4	3771400201	高松市	香川県	高松市	健祥会デイサービスセンター塩江	通所介護	○	367,338	10.14	0.7%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	104,292	52,146	-	-	-	○
5	3771400201	高松市三木町綾川町	香川県	高松市	健祥会デイサービスセンター塩江(総合通所)	通所型サービス(総合事業)(独自(A6))	○	24,864	10.14	0.7%	令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)	7,056	3,528	-	-	-	○
6							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
7							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
8							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
9							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
10							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
11							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
12							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
13							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
14							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
15							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
16							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
17							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○
18							-		10.00		令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			-	-	-	○